平成２５年（フ）第３７８号
東京都葛飾区お花茶屋２丁目４番19号
債務者　株式会社あおぞら
代表者代表取締役　工藤万里子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　理江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７９号
東京都葛飾区青戸２丁目20番14号
債務者　有限会社福寿草
代表者取締役　工藤万里子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　理江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第４５号
横浜市中区本牧町１丁目138番地
債務者　松井　幸則
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細貝　嘉満
4　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４２号
東京都武蔵村山市緑が丘1460―1108―802
比留間敏夫方
債務者　比留間圭二
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　釜井　英法
4　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４７号
東京都江戸川区東小松川３丁目16―１　東小松川ロイヤルＶ
債務者　小堀　厚志
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　釜井　英法
4　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８０号
埼玉県川越市大塚２丁目27―22―102
債務者　渡邊恵一郎
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口智香子
4　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０５号
東京都荒川区東尾久３丁目30―１―101
債務者　山本　雅男
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末吉　宜子
4　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０６号
東京都足立区西新井本町２丁目30―18―２―408
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末吉　宜子
4　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０８号
茨城県龍ケ崎市川原代町1141―18　アリス佐貫第１―104
債務者　中込　武正
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　豊浩
4　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１４号
東京都目黒区原町２丁目22―２
債務者　木村　俊夫
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　航治
4　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１６号
東京都青梅市新町３丁目67―３―101
債務者　新沼　一哉
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　浩行
4　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１７号
埼玉県川口市芝西２丁目３―14―３―102
債務者　井上　共規
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　大輔
4　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月21日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１９号
東京都八王子市みなみ野３―19―９　セレッソＡ104、住民票上の住所東京都八王子市寺田町120―11
債務者　大島　吉貴
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　豊浩
4　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月21日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２３号
埼玉県富士見市上沢１丁目16―27―503
債務者　中村美佐代（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野竹　夏江
4　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２４号
埼玉県富士見市上沢１丁目16―27―503
債務者　中村真奈美
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野竹　夏江
4　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
東京地方裁判所民事第20部